

令和 7 年 第 4 回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和 7 年 6 月 2 5 日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年 6月25日(水曜日) 午後6時00分 開会
午後6時45分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(8人)

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理者	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	小 熊 英 実
	4番	渡 辺 雄 一
	6番	鷹 羽 欣 司
	7番	越 後 功
	8番	小 出 浩一郎

4. 欠席委員(1人)

委 員	5番	齊 藤 信 一
-----	----	---------

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4 議案第1号	現況証明願書について
第5 議案第2号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第6 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について

以下追加日程

第7 議案第4号	喜茂別町農業委員会会長の辞任について
第8 選挙第1号	喜茂別町農業委員会会長の互選について
第9 選挙第2号	喜茂別町農業委員会職務代理者の互選について
第10 協議第1号	地区担当委員の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	齊 藤 修 二
係 長	大 平 菜 央
主 任	大 迫 尚 樹
主 事	加 藤 美 空

7. 会議の概要

・午後6時00分 開会

議 長 (内尾会長)	定刻となりましたので、これより、令和7年第4回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日、5番齊藤信一委員より欠席する旨の連絡を受けており、本日の出席委員は9名中8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会が成立していることをご報告します。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において小出浩一郎委員、前田昌明委員の両名を指名いたします。 日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。 これにご異議ありませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。 (読み上げにより説明) 取得した土地につきましては、次のページに報告第1号別紙詳細図を添付してありますので、ご参照願います。 なお、届け出のあった日は、令和7年4月21日です。 以上、報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ異議なしと認め、報告第1号は報告済みといたします。
議 長	日程第4、議案第1号、現況証明願書についてを議題といたします。 本件について、3件の申請がありましたので、1件ずつ審議したいと思います。 はじめに番号1について、事務局より説明願います。
事務局	●議案第1号 現況証明願書について 議案第1号、現況証明願書について、ご説明いたします。 別紙の土地について、農地を農地以外の目的に供するため、現況証明願書の申請があったので、証明の可否について議決を求めるものです。

	議案第 1 号別紙番号 1 をご覧ください。 (別紙により説明) 現況証明願書の提出のあった日は、令和 7 年 5 月 3 0 日です。 証明が必要な理由は、地目変更登記を行うためのものです。 現地確認は、去る 6 月 5 日に栄地区担当委員の、前田委員と行天委員、小熊委員にご参加いただき、事務局 2 名の計 5 名で実施しております。 議案と併せて議案第 1 号番号 1 現況確認状況として現地確認の写真を配付しておりますので合わせてご参照ください。 以上で、議案第 1 号番号 1 の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 ただいま、事務局から説明がありましたが、責任担当委員より、現地確認の状況について報告をお願いします。
前田委員	令和 7 年 6 月 5 日に実施しました現況確認の状況についてご報告いたします。当該農地について、字 [REDACTED] は不耕作で原野化していたことを報告いたします。
議 長	これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【挙手あり】 7 番、越後委員
越後委員	不耕作とのことですが、どの位の期間不耕作であったか把握されていれば教えて頂きたい。
事務局	委員のご質問にお答えいたします。 この土地については、[REDACTED] 氏が 1 0 年以上前に相続により取得しています。具体的に何年前から不耕作かは把握しておりませんが、土地を取得した 1 0 年以上前から既に不耕作となっていたと記憶しております。
越後委員	[REDACTED] [REDACTED]
事務局	委員のご質問にお答えいたします。 [REDACTED] [REDACTED]
議 長	他に何かありませんか 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 1 号番号 1 を承認いたしました。 次に番号 2 について、事務局より説明願います。
事務局	番号 2 についてご説明いたします。 議案第 1 号別紙番号 2 をご覧ください。

	(別紙により説明) 現況証明願書の提出のあった日は、令和7年5月27日です。 証明が必要な理由は、地目変更登記を行うためのものです。 現地確認は、去る6月5日に前田会長職務代理と鈴川地区担当委員の鷹羽委員と渡辺委員、小出委員にご参加いただき、事務局2名の計6名で実施しております。 議案と併せて議案第1号番号2現況確認状況として現地確認の写真を配付しておりますので合わせてご参照ください。 以上で、議案第1号番号2の説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、責任担当委員より、現地確認の状況について報告をお願いします。
鷹羽委員	令和7年6月5日に実施しました現況確認の状況についてご報告いたします。当該農地について、字[黒字]は周りの山と区別がつかないほど森林化しており、加えて、大変傾斜がきつい土地です。また、私の記憶では30年近く耕作していないと思います。今後、農地として復旧は難しいと考え、非農地と判断することは妥当であると考えます。
議 長	これより質疑に入ります。 何かご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号番号2を承認いたしました。次に番号3について、事務局より説明願います。
事務局	番号3についてご説明いたします。 議案第1号別紙番号3をご覧ください。 (別紙により説明) 現況証明願書の提出のあった日は、令和7年5月30日です。 証明が必要な理由は、地目変更登記を行うためのものです。 現地確認は、去る6月5日に前田会長職務代理と中里地区担当委員の、渡辺委員と齊藤委員、鷹羽委員にご参加いただき、事務局2名の計6名で実施しております。 議案と併せて議案第1号番号3現況確認状況として現地確認の写真を配付しておりますので合わせてご参照ください。 以上で、議案第1号番号3の説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、責任担当委員より現地確認の状況について報告をお願いします。
渡辺委員	令和7年6月5日に実施しました現況確認の状況についてご報告いたします。当該農地について、字[黒字]は不耕作にて原野化していましたことを報告いたします。私が営農を始めたときから既に不耕作の状態であったと記憶しております。 また、過去に非農地として判断した経緯があり、今回も非農地と判断することは妥当であると考えます。

議 長	これより質疑に入ります。 【休憩願いますの声あり】 暫時休憩します。 それでは会議を再開します。 何かご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 1 号番号 3 を承認いたしました。
議 長	日程第 5、議案第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、を議題といたします。 本件について、2 件の申請がありましたので、1 件ずつ審議したいと思います。 はじめに番号 1 について、事務局より説明願います。
事務局	●議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてをご説明いたします。 農地等の賃借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。 議案第 2 号別紙番号 1 をご参照ください。 (別紙により説明) 当該農地の位置関係につきましては、議案第 2 号番号 1 別紙詳細図をご参照ください。 以上で、議案第 2 号番号 1 の説明を終わります。
議 長	事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【挙手あり】 7 番、越後委員
越後委員	本年は賃借人が耕作しないとのことですが、昨年までは耕作していたのですか。
事務局	委員の質問にお答えいたします。 これまでは耕作していたと認識しています。
議 長	他にご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 2 号番号 1 を議案のとおり承認いたしました。 次に番号 2 について、事務局より説明願います。
事務局	番号 2 についてご説明いたします。 議案第 2 号別紙番号 2 をご参照ください。

当該農地の位置関係につきましては、報告第1号別紙詳細図をご参照ください。
以上で、議案第2号番号2の説明を終わります。

事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
何か、ご質問はございませんか。
【挙手あり】
1 番、前田委員

の住所について確認したい。

委員のご質問にお答えいたします。

会社の清算人の登記簿への記載住所を記載していますが、確認をします。

暫時休憩します。
それでは会議を再開します。

添付資料の賃借人の住所の修正を願います。

正しくは、[REDACTED]ではなく、[REDACTED]です。[REDACTED]が記載漏れでしたので、修正いたします。

他にご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号番号2を議案のとおり承認いたしました。

日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

●議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

農地の権利の設定のため、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の可否についてお諮りするものです。

議案第3号別紙をご覧ください。

権利の設定は賃借権、契約の種類は賃貸借です。

(別紙により説明)

権利の設定理由は、賃貸人が、遊休農地を防ぐため、賃借人が規模拡大のためです。

当該農地の位置につきましては、議案第2号別紙詳細図のとおりですのであわせてご参照願います。

国道[]号を[]へ進み、[]付近に位置しています。

以上で議案第3号の説明を終わります。

事務局より説明が終わりました。

	これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【挙手あり】 7 番、越後委員
越後委員	現段階では耕作していないとの認識でよろしいか。
事務局	委員のご質問にお答えいたします。 今年も耕作したいとの希望者がいると聞いており、今回の総会に諮っております。
越後委員	制度の手続き上、耕作は可能ですか。現実的に来年からの耕作となると考えておりました。
事務局	委員のご質問にお答えいたします。 耕作するのは、これから定植できるものとなると考えており、野菜の植え付けをすると聞いております。ただ、期間が空くので草の処理等、畑の維持管理を所有者等がするのは問題がないと考えております。
越後委員	先月は総会の開催がなく、期間が空いたため、耕作者が苦勞するのではないかと聞いていたのでお聞きした。
事務局	今回の経過は、土地の所有者は当初、売り払いたいとの意向を持っていましたが、購入希望者がいない状況でした。 そこで前田委員にも協力いただき、 地区で購入希望者を探しましたが、結果、希望者は見つからず、同地区で賃貸であれば耕作したいとの農業者がおり、今回の総会に諮ったものです。
越後委員	色々と協議がされ、今回の総会に諮ったことについて理解しました。
議 長	他にございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第 3 号は議案のとおり承認いたしました。 次に本日の議事日程に日程第 7 として農業委員会会長の辞任についてを追加したいと思います。農業委員会会長の辞任については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき、私、内尾は退席させていただき、会長職務代理者に議長を交代いたします。
議 長（会長 職務代理）	ただいま、議長を交代いたしました、よろしくお願いいたします。 本日の議事日程に日程第 7 として、議案第 4 号農業委員会会長の辞任についてを追加したいと思います。 これにご異議ございませんか。 【挙手あり】 8 番、小出委員

小出委員	委員の辞任ではなく、会長職の辞任の認識でよろしいでしょうか。
事務局	ご質問のとおり、委員の辞任ではなく会長職の辞任です。
議 長（会長 職務代理）	他にございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認め、議案第４号、農業委員会会長の辞任についてを議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	●議案第４号 農業委員会会長の辞任について 議案第４号、農業委員会会長の辞任についてご説明いたします。 令和７年６月１８日に会長職務代理者宛に、会長職の辞任願が提出されました。辞任する理由は、一身上の都合となっております。 農業委員会等に関する法律第１３条第２項に、会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる、とされておりますので、審議の程、よろしくお願いいたします。 以上で議案第４号の説明を終わります
議長（会長職 務代理）	これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第４号は同意することに決定いたしました。 これより内尾委員の入室を許可いたします。 （内尾委員入室） 退席された委員に報告します。議案第４号につきましては同意することに決定いたしました。 それでは、議長を交代いたします。
議 長	議案第４号が同意されたことから、会長が不在となります。 よって、本日の議事日程に日程第８、選挙第１号、喜茂別町農業委員会会長の互選についてを追加したいと思います。 これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認め、選挙第１号、喜茂別町農業委員会会長の互選についてを議事日程に追加いたします。
議 長	●選挙第１号 喜茂別町農業委員会会長の互選について 日程第８、選挙第１号 喜茂別町農業委員会会長の互選についてを議題といたします。 農業委員会等に関する法律第５条第２項に会長は、委員が互選した者をもって充てる、とございます。 会長の互選について、どのような方法がよろしいかお諮りいたします。

鷹羽委員	指名推薦の方法で、私から指名してよろしいかお諮りいたします。
議 長	ただいま、鷹羽委員より指名推薦との発言がございましたが、これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認めます。それでは、鷹羽委員より指名願います。
鷹羽委員	順礼どおり、会長職務代理者が会長になるべきだと考えますので会長に、前田昌明委員をご指名いたします。
議 長	ただいま、会長に前田委員を指名推薦するとの発言がございましたが、これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認めます。 よって、会長に前田昌明委員が選任されました。
議 長	前田委員が会長に選任されたことから、会長職務代理者が不在となりました。 よって、本日の議事日程に日程第 9、選挙第 2 号喜茂別町農業委員会職務代理者の互選についてを追加したいと思います。 これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認め、選挙第 2 号、喜茂別町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議事日程に追加いたします。
議 長	●選挙第 2 号 喜茂別町農業委員会会長職務代理の互選について 日程第 9、選挙第 2 号、喜茂別町農業委員会会長職務代理の互選についてを議題といたします。 会長職務代理者の互選について、どのような方法がよろしいかお諮りいたします。
鷹羽委員	指名推薦の方法で、私から指名してよろしいかお諮りいたします。
議 長	ただいま、鷹羽委員より指名推薦との発言がございましたが、これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認めます。それでは、鷹羽委員より指名願います。
鷹羽委員	会長職務代理者に行天雄也委員をご指名いたします。
議 長	ただいま、会長職務代理者に行天雄也委員を指名推薦するとの発言がございましたが、これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認めます。 よって、会長職務代理者に行天雄也委員が選任されました。 ここで事務局から、発言が求められていますのでこれを許します。

事務局	農業委員会会議規則第４条の規定により、会長は総会の議長となり議事を主宰するとなっておりますが、今回は内尾会長の任期は６月３０日までとなっておりますので７月１日付けで前田委員は会長へ、行天委員は会長職務代理者へ就任することとなります。 よろしく願いいたします。 ここで事務局から委員席に関して、ご提案です。 新たに会長職務代理者になります行天委員の座席を内尾委員の席としてよろしいかお諮りいたします。
議 長	只今、事務局から提案のありました委員席について前田委員が９番、行天委員が１番、私内尾が２番席になるとすることにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認めます。
事務局	ここで会長辞されます内尾勝稔委員から会長辞任のご挨拶頂きたくお願いいたします。 【内尾会長辞任挨拶】 次に、新たに会長に就任されます前田昌明委員より会長就任の挨拶頂きたくお願いいたします。 【前田新会長就任挨拶】
議 長	次に、本日の議事日程に日程第１０として、地区担当委員の決定についてを追加したいと思います。 これにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認め、日程第１０、協議第１号、地区担当委員の決定についてを議題いたします。事務局より説明願います。
事務局	●協議第１号 地区担当委員の決定について 協議第１号、地区担当委員の決定について、ご説明いたします。 会長が交代したことによりこれまでの地区担当委員を変更しなければならないこととなり、そのため事務局で案を作成しましたので配付します。 まず、会長におかれましては、「参与」というかたちになります。原則として、あつせんや非農地証明の立ち会いなど全ての用務に出席することとなっておりますので、これまでも地区担当委員には当てはめておりませんでした。 今回の変更点は、これまで前田委員が担当していた地区に内尾委員が入り、尻別地区の責任委員は内尾委員に担当していただくこととしております。 栄地区、福島地区の責任委員が越後委員、伏見地区の責任委員が行天委員としたところが大きな変更点となっております。 農業委員におかれましては、担当地区を中心に事務局と一体となって農地の管理、保全などを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。協議第１号の説明とさせていただきます。

議 長	ただいま、事務局からの説明が終わりました。 質疑等がありましたら発言を求めます。 【なしの声あり】 これをもって質疑を終わります。 これより協議第1号を採決いたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 【なしの声あり】 異議なしと認めます。 よって協議第1号は原案のとおり決定いたします。 これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和7年第4回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。
-----	--

・午後6時45分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和7年第4回喜茂別町農業委員会総会

令和 7年 6月25日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 前 田 昌 明 (印)

会議録署名委員 小 出 浩 一 郎 (印)